

宮城県障害者相談支援従事者研修事業指定要領

(趣旨)

第1 この要領は、宮城県障害者相談支援従事者研修事業実施要綱（令和5年12月21日施行。以下「実施要綱」という。）第7の規定に基づき、宮城県障害者相談支援従事者研修事業（以下「事業」という。）を実施する指定研修事業者の指定を行うに当たって必要な事項を定めるものとする。

(研修事業者)

第2 指定研修事業者は、次の要件を満たすものとして知事が認めたものとする。

- (1) 事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有すること。
- (2) 事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (3) 研修の内容が実施要綱に定める内容に従ったもので、かつ、継続的に毎年1回以上実施されること。
- (4) 講師について、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、各科目を担当するために適切な人材が適当な人数確保されていること。
特に初任者研修及び現任研修の標準カリキュラムにおける演習を統括する者については、相当の経験を有する相談支援専門員を充てることを要件とする。
- (5) 基幹相談支援センター等との連携等により、演習又は実習を行うのに適当な体制を確保していること。
- (6) 講義を通信の方法によって行う場合については、各研修課程に適した講義室、演習室、講師のもと添削指導及び面接指導による適切な指導を行うのに適当な体制を確保していること。
- (7) 申請の日から起算して過去3年以内に、第13第1項の規定により指定を取り消されたことがないこと。

(研修受講者に関する規定の整備等)

第3 指定研修事業者は、研修受講者に研修内容等を明示するため、次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、公開するとともに、研修の出席状況、成績等研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存するものとする。

- (1) 開講目的
- (2) 研修の名称及び課程
- (3) 実施場所
- (4) 研修期間
- (5) 研修カリキュラム
- (6) 講師氏名
- (7) 研修修了の認定方法
- (8) 開講時期
- (9) 受講資格
- (10) 受講手続（募集要領等）
- (11) 受講料等

(秘密の保持)

第4 指定研修事業者は、事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分に留意するとともに、研修受講者が知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導するものとする。

(指定申請)

第5 研修事業者の指定を受けようとする者は、事業を開始しようとする日の1か月前までに、宮城県障害者相談支援従事者研修事業指定申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

(指定の決定)

第6 知事は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、指定の可否を決定するものとし、宮城県障害者相談支援従事者研修事業指定(指定申請却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(事業実施計画)

第7 指定研修事業者は、毎年度受講者の募集を開始しようとする日の1か月前までに、宮城県障害者相談支援従事者研修事業実施計画書(様式第3号)を知事に提出し、承認を受けるものとする。

2 指定研修事業者は、前項に規定する事業実施計画書を同一年度に2回以上提出する場合、初回時に提出した書類の添付を省略することができる。

(事業実施計画の承認)

第8 知事は、第7第1項の規定による事業実施計画書の提出があったときは、その内容を審査し、宮城県障害者相談支援従事者研修事業実施計画承認(承認却下)通知書(様式第4号)により指定研修事業者に通知するものとする。

(事業実績報告)

第9 指定研修事業者は、毎年度事業終了後は速やかに宮城県障害者相談支援従事者研修事業実績報告書(様式第5号)を知事に提出するものとする。

(事業内容の変更)

第10 指定研修事業者は、申請の内容を変更しようとする場合、宮城県障害者相談支援従事者研修事業内容変更届(様式第6号)をあらかじめ知事に提出するものとする。ただし、第5の規定による指定申請の内容を変更しようとする場合にあっては、宮城県障害者相談支援従事者研修事業内容変更申請書(様式第7号)を知事に提出し、変更について承認を受けるものとする。

2 知事は、前項ただし書きの規定による事業内容変更申請書の提出があったときは、申請の内容を審査し、宮城県障害者相談支援従事者研修事業内容変更承認(承認却下)通知書(様式第8号)により指定研修事業者に通知するものとする。

(事業の休止及び再開)

第11 指定研修事業者は、事業を休止しようとする場合、宮城県障害者相談支援従事者研修事業休止届(様式第9号)をあらかじめ知事に提出するものとする。

2 前項の規定により事業を休止した指定研修事業者が事業を再開する場合、受講者の募集を開始しようとする日の1か月前までに、宮城県障害者相談支援従事者研修事業再開届(様式第10号)及び第7第1項の規定による宮城県障害者相談支援従事者研修事業実施計画書(様式第3号)を知事に提出するものとする。

(事業の廃止)

第12 指定研修事業者は、事業を廃止しようとする場合、宮城県障害者相談支援従事者研修事業廃止届(様式第11号)をあらかじめ知事に提出するものとする。

(指定の取消)

第13 知事は、指定研修事業者が、次のいずれかに該当すると認めた場合、研修事業者としての指定を取り消すことができるものとする。

(1) 第2の規定による要件を満たさなくなると認めた場合。

(2) 虚偽の内容による申請、届出又は報告等を行った場合。

(3) 正当な理由がないのに、第14第1項の規定による調査等に応じない場合。

2 知事は、前項の規定により指定を取り消した場合、宮城県障害者相談支援従事者研修事業指定取消通知書(様式第12号)により当該者に通知するものとする。

(事業内容の調査等)

- 第14 知事は、必要があると認めるときは、指定研修事業者に対し、事業の実施状況等について調査を行い、又は報告を求めることができるものとする。
- 2 知事は、事業の実施に関して不適切な対応があると認めるときは、指定研修事業者に対し、必要な指示を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、令和5年12月21日から施行する。